

令和7年度 一般廃棄物処理実施計画

目次

計画策定の目的	……………1頁
計画期間	……………1頁
一般廃棄物の排出状況	……………1頁
一般廃棄物の処理主体	……………2頁
処理計画	
ごみ処理実施計画	……………6頁
生活排水処理実施計画	……………14頁

令和7年4月
佐 世 保 市



1 計画策定の目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)に基づき、佐世保市の区域内の一般廃棄物の処理に関する事業計画を年度ごとに定めるものである。なお、一般廃棄物の減量及び適正処理等に関する重要事項は、本計画のほか、佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(以下「条例」という。)及び同施行規則(以下「規則」という。)で定めている。

2 計画期間

令和7年(2025年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日まで

3 一般廃棄物の排出の状況

(1)一般廃棄物の排出量(令和5年度実績)

区分	種類	ごみ排出量	種類	し尿等排出量
家庭系ごみ	燃やせるごみ	37,242t	し尿	70,614kl
	燃やせないごみ	1,161t	浄化槽汚泥	41,759kl
	資源物 (うち資源集団回収)	4,863t (2,969t)	総処理量	112,373kl
	粗大ごみ	291t		
	小計	43,557t		
事業系ごみ		38,628t		
総排出量		82,185t		

(2)計画に掲げる指標の状況

●ごみ処理基本計画

指標	R5実績	R7計画	R13目標値
最終処分量	4,317t	4,399t	4,600t以下
リサイクル率	29.2%	29.6%	32%以上
1人1日平均排出量	958g	953g	964g以下

●生活排水処理基本計画

指標	R5実績	R7計画	R16目標値
生活排水処理率	76.0%	77.1%	85.5%

4 一般廃棄物の処理主体

(1)家庭から排出される一般廃棄物

家庭から排出されるごみは、**別紙1**に示す方法で分別し、排出する。処理の主体及び方法は、次のとおりとする。

ごみの種類	収集運搬主体	中間処理		最終処分		
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法	
燃やせるごみ	市(委託) ※一部地区直営	市 (直営及び委託)	焼却	市(直営)	セメント 原料化 又は 埋立て	
燃やせないごみ	市(委託)		破碎・選別・ 保管・焼却・ 資源化			
粗大ごみ				資源化		—
資源物			—	—		

ア 市民の責務

- ① 燃やせるごみ及び燃やせないごみは、2段階ごみ有料化制度※に基づき、地区の収集日に市指定ごみ袋に入れて所定のごみステーションへ排出する。市指定ごみ袋は、毎年配付される購入補助券を用いて実費で購入し、購入補助券を使い切った場合はごみ袋代とごみ処理手数料を負担する。

※2段階ごみ有料化制度：ごみの排出量が一定量となるまではごみ処理手数料が無料であり、一定量を超えるとごみの排出量に応じてごみ処理手数料を負担する制度

- ② 燃やせるごみ及び燃やせないごみを自ら市の処理施設へ運搬する場合は、市指定ごみ袋に入れて搬入したときを除いて、所定のごみ処理手数料を負担する。
- ③ 資源物は、中身が確認できる透明又は半透明の袋に入れるかひもでしばるなどして、収集日に所定のごみステーションに排出するか、自ら市の処理施設へ運搬する。
- ④ 処理除外物はごみステーションへの排出、及び市の処理施設への搬入のいずれも行わず、排出者が自ら販売店等に相談し、品目に対応した事業者等へ処理を依頼する。
- ⑤ 粗大ごみは、戸別回収を依頼するか、自ら市の処理施設に搬入する。戸別回収を依頼する場合は、粗大ごみ受付センターへ収集希望日の3日前までに申し込み、粗大ごみ処理券を指定枚数貼付のうえ、指定日に玄関前に出す。なお、粗大ごみを自ら屋外へ搬出することが困難な状況にあつて、かつ他の者の協力が得られない場合は、別途費用を負担すれば、排出者立会いの上で収集作業員による屋内での収集を依頼することができる。自ら市の処理施設へ運搬する場合は、粗大ごみ処理券は不要とし、所定のごみ処理手数料を負担する。市で収集対応不可能な場合については、排出者の委託を受けた一般廃棄物収集運搬許可業者によって収集する。
- ⑥ 引越し等により発生した臨時的な大量なごみは、排出者が自ら市の処理施設へ運搬するか、又は一般廃棄物収集運搬許可業者に処理を委託する。

イ 指定ごみ袋及び購入補助券

購入補助券の配付枚数は、一人当たり年間5枚とし、指定ごみ袋の販売枚数及び価格は、次表のとおりとする。なお、購入補助券を使用せずに指定ごみ袋を購入する際は、一組ごとにごみ処理手数料840円を加算する。

サイズ	一組当たりの枚数	販売価格(消費税及び地方消費税を含む)	
		購入補助券あり	購入補助券なし
大 袋(45L)	4枚入り	40円	880円
中 袋(30L)	6枚入り	48円	888円
小 袋(15L)	12枚入り	72円	912円
ミニ袋(7.5L)	24枚入り	96円	936円

ウ 粗大ごみ処理券

粗大ごみの処理手数料は、重量、形状及び処理の困難性等を勘案し、520円～1,560円(消費税及び地方消費税を含む。)以内で品目ごとに規則で定める額とする。粗大ごみ処理券は、1枚当たり520円で品目ごとに必要な枚数を購入する。

(2)事業系一般廃棄物

種 類	収集運搬主体	中 間 処 理		最 終 処 分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
許可業者収集	一般廃棄物収集運搬許可業者	市 (直営及び委託)	破碎・選別・保管・焼却・資源化	市(直営)	セメント原料化又は埋立て
自己搬入	排出者				

※宇久地区で発生する可燃ごみのうち、厨芥の一部は、宇久衛生センターの処理(堆肥)に利用する。

ア 事業者の責務

- ① 事業所の敷地内に分別に応じた集積所を設けること。
- ② 事業者は、自らの責任において廃棄物を適正に処理しなければならない。
- ③ 再利用の可能な物の分別を行うとともに、資源回収等の再利用を促進するための活動に自主的に参加し、協力するなどにより、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。
- ④ 事業活動によって生じた廃棄物(事業系一般廃棄物)は、自ら処理するか、自ら市の処理施設へ持ち込むか、許可業者に処理を委託する。
- ⑤ 事業系一般廃棄物のごみステーションには排出できない。ただし、黒島・高島地区及び宇久地区においては、市指定ごみ袋を用いて事業系一般廃棄物をごみステーションへ排出することができる。
- ⑥ 多量排出事業者は、毎年5月31日までに前年度の事業系一般廃棄物処理実績報告書と当該年度の事業系一般廃棄物減量計画書を市に提出しなければならない。

(3)その他のごみ(動物の死体、ボランティア清掃ごみ等)

有害鳥獣駆除又は路上等で回収された動物の死体、ボランティア清掃で集められたごみ、及び市がやむなく回収した不法投棄ごみは、市の処理施設で処理する。

種類	収集運搬主体	処理主体	処理方法
ボランティア清掃ごみ 市が回収した不法投棄ごみ	市(直営)	市(直営及び委託)	破碎・選別・保管・焼却・資源化、埋立て・セメント原料化
動物の死体	市(直営)、排出者		焼却、埋立て・セメント原料化

処理手数料は、次のとおり。

種類	排出方法	手数料 (消費税及び地方消費税を含む)
ボランティア清掃ごみ	実施前に市と協議し、所定の袋の配付を受けること	無料
動物の死体(ペット)	市の処理施設に持ち込み	1体につき210円(野生動物は無料)
	市に収集・処理を依頼	1体につき640円(野生動物は無料)

(4)市が収集しない一般廃棄物

① 条例に規定する処理除外物

- ・有害性のある物 ・危険性のある物 ・引火性のある物
- ・著しく悪臭を発生する物 ・特別管理一般廃棄物
- ・特定家庭用機器廃棄物
(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機)
- ・破碎処理困難物
(自動販売機、ドラム缶、耐火金庫、油圧機器、工作機械、大型の電動工具、発電機、業務用コピー機、業務用ゲーム機、業務用厨房機器、業務用ボイラー、長さ 80cm 又は太さ 10cm を超える木くずその他これに類するもの)
- ・液状の物
(油脂、廃油、塗料、薬品その他これらに類するもの)
- ・その他
(バイク・スクーター、タイヤ、バッテリー、自動車部品、農機具、FRP 船、消火器、プロパン、ピアノ、パソコンその他これに類するもの)

② 引越し等により発生した臨時的な大量なごみ

③ 事業系一般廃棄物(黒島・高島地区及び宇久地区の事業系ごみを除く)

④ し尿及び浄化槽汚泥

⑤ 60kg を超えるもの

⑥ アパート・マンション等、市の指定を受けていないごみ集積所に排出されたごみ

⑦ 指定袋に入れずに排出された燃やせるごみ及び燃やせないごみ

⑧ 分別や飛散・流出しないよう処置されていないごみ

⑨ 適正な指定日時・指定場所以外に排出されたごみ

(5)し尿・浄化槽汚泥の処理主体

し尿及び浄化槽汚泥に関する処理の主体及び方法は、次のとおりとする。収集運搬については、排出者から一般廃棄物収集運搬許可業者へ委託するものとする。

種 類	収集運搬主体	処理主体	処理方法
し 尿 浄化槽汚泥	一般廃棄物収集 運搬許可業者	市(直営及び 一部委託)	【クリーンピュアとどろき】 高負荷脱窒素処理+下水道放流
		市(委託)	【宇久衛生センター】 膜分離高負荷生物脱窒素処理+高度処理

(6)し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬料金

し尿の収集運搬料金の基準額については、次表のとおりとする。
収集運搬許可業者は基準額と同額の収集運搬料金を利用者から徴収する。

区 分	金 額
従量制料金	イ 宇久地区以外 18リットルごとに 255 円 □ 宇久地区 18リットルごとに 210 円
特別加算料金	ホース3本(60メートル)を超える場合、1本につき 65 円
備考	上記の金額は、消費税及び地方消費税を含むものとする。

浄化槽汚泥の収集運搬料金は、当該浄化槽の管理者と浄化槽清掃業許可業者との間で締結した契約に基づいて算出する。なお、市の処理施設での処分にかかる手数料は徴収しない。

5 処理計画

I ごみ処理実施計画

(1)収集・運搬計画

ア 施設に搬入する廃棄物の量及び収集方法(令和7年度見込み)

区分	種類	排出量見込	収集方法
家庭系ごみ	燃やせるごみ	35,540t	・指定ごみ袋によるステーション方式 ・排出者による自己搬入 ※一部無料対象ごみは透明・半透明袋可
	燃やせないごみ	1,173t	※臨時的大量なごみは排出者の委託を受けた一般廃棄物収集運搬許可業者による収集
	資源物	1,670t	・透明・半透明袋によるステーション方式 ・排出者による自己搬入 ※臨時的大量なごみは排出者の委託を受けた一般廃棄物収集運搬許可業者による収集
	粗大ごみ	277t	・戸別有料収集 ・排出者による自己搬入 ※市で収集対応不可能な場合については、排出者の委託を受けた一般廃棄物収集運搬許可業者による収集
	家庭系ごみ合計(A)	38,660t	
事業系ごみ(B) (産業廃棄物を除く)	38,629t	・排出者による自己搬入 ・排出者の委託を受けた一般廃棄物収集運搬許可業者による戸別収集 ・黒島・高島・宇久地区では指定ごみ袋によるステーション方式(臨時的大量ごみは排出者の委託を受けた一般廃棄物収集運搬許可業者による収集)	
ごみ総量(A+B)	77,289t		

イ 市の収集区域の範囲及び収集回数

家庭から排出されるごみの収集地区及び収集回数は次のとおりとし、収集地区の内訳は別紙2のとおりとする。

ごみの種類	収集地区	収集回数
燃やせるごみ	東部、中部、西部、黒島・高島、吉井、世知原、宇久、小佐々、江迎、鹿町の10地区。	毎週2回の定曜日
燃やせないごみ		毎月1回
資源物		毎月2回 毎月1回(黒島・高島、宇久)
粗大ごみ	全市域。粗大ごみ受付センター(宇久地区においては宇久ストックヤード)への申込みによる戸別有料収集。	随時

燃やせるごみ・燃やせないごみ・資源物については、市が定める収集日・収集コースにより、委託又は直営による収集を行う。

粗大ごみについては、市が委託する粗大ごみ受付センター(宇久地区においては宇久ストックヤード)への申込みにより、戸別に収集を行う。

詳細は、別途ごみ収集カレンダー・分別表で広報する。ただし、次に掲げる日は収集しない。

日曜日、5月3日から5月6日まで、9月23日、11月3日、12月31日から翌年1月3日まで 粗大ごみ(宇久地区以外)は、水曜日、5月3日から5月6日まで、9月23日、11月3日、12月31日から翌年1月3日まで 粗大ごみ(宇久地区)は、土曜日、日曜日、5月3日から5月6日まで、9月23日、11月3日、12月31日から翌年1月3日まで

ウ 市のごみ処理施設への搬入

市や一般廃棄物収集運搬許可業者が収集するごみ及び排出者が自己搬入するごみは、次に示す処理施設へ運搬する。なお、処理除外物等の市施設で受入及び処理を行わない廃棄物については、基本計画(p18)に定める方法のほか、民間への委託又は一般廃棄物処理業の許可業者により処理する。

- | | |
|------------|---|
| 西部クリーンセンター | ・燃やせるごみ(市が収集するごみは、西部、黒島・高島、吉井、世知原、小佐々、江迎、鹿町地区)
・燃やせないごみ
・資源物
・粗大ごみ |
| 東部クリーンセンター | ・燃やせるごみ(市が収集するごみは、東部・中部地区)
・燃やせないごみ
(排出者が自己搬入する家庭系ごみに限る)
・資源物(排出者が自己搬入する家庭系ごみに限る)
・粗大ごみ(排出者が自己搬入する家庭系ごみに限る) |
| 宇久ストックヤード | ・燃やせるごみ(宇久地区)
・燃やせないごみ(宇久地区)
・資源物(宇久地区)
・粗大ごみ(宇久地区) |

(2)中間処理計画

ア 処理施設の概要

	施設名	所在地	処理方式	処理能力
焼却施設	西部クリーンセンター	下本山町2番地1	連続燃焼炉	55t/24h ×2基
	東部クリーンセンター	大塔町1036番地1	連続燃焼炉	100t/24h ×2基
破碎施設	西部クリーンセンター マテリアルリサイクル 推進施設(破碎選別施設)	下本山町2番地1	縦型切断式、二軸回 転式及び縦型破碎式	14t/5h
積替保管 施設	宇久ストックヤード	宇久町平5272番 4外	—	—

イ 搬入される廃棄物の搬入者別の内訳(令和7年度見込み)

施設名	搬入者	燃やせるごみ	燃やせないごみ	資源物	粗大ごみ
西部 クリーンセンター	直営	—	—	—	—
	委託	9,196t	—	—	—
	許可・一般	18,282t	—	—	—
東部 クリーンセンター	直営	2,083t	—	—	—
	委託	18,391t	—	—	—
	許可・一般	23,241t	619t	361t	—
宇久ストックヤード	委託・許可 ・一般	601t	32t	90t	8t
西部クリーンセンター マテリアルリサイクル 推進施設 (破碎選別施設)	委託	—	978t	—	269t
	許可・一般	—	613t	—	—
西部クリーンセンター マテリアルリサイクル 推進施設 (缶類選別圧縮・ペット ボトル圧縮梱包施設)	委託	—	—	1,580t	—
	許可・一般	—	—	945t	—
搬入量合計		71,794t	2,242t	2,976t	277t

ウ 施設の受入時間及び休業日

受入時間 (西部クリーンセンター・東部クリーンセンター)
8:30~17:00
(宇久ストックヤード)
8:30~12:00、13:00~17:00

休業日 日曜日、5月3日から5月6日まで、9月23日、11月3日、12月31日
から翌年1月3日まで

エ ごみ処理施設の受入基準

- ・市内から排出された一般廃棄物であること(市長が特に認めるものを除く)
- ・適切に分別されていること
- ・資源物は、透明又は半透明の袋等に入れてあること
- ・袋に入らない資源物は、汚損及び飛散防止の措置がされていること
- ・燃やせるごみは、長さが80cm以下であること
- ・処理除外物でないこと(市が指定する処理を行った場合を除く)
- ・その処理に当たって処理施設の管理運営上支障がないこと

オ 残さの量及び処分方法(令和7年度見込み)

施設名	区分	焼却残さ	その他
西部・東部 クリーンセンター	排出量	8,560t	1,828t
	処分方法	セメント原料化・埋立て	直接埋立て
宇久ストックヤード	排出量	—	30t
	処分方法	—	直接埋立て
西部クリーンセンター マテリアルリサイクル推進施設 (破碎選別施設)	排出量	—	860t
	処分方法	—	鉄類、アルミ類回収

カ 市が収集しないごみの処理方法

市が収集しないごみは、基本計画(p18)に定める方法のほか、民間への委託又は一般廃棄物処理業の許可業者により処理する。

なお、一般廃棄物処分業の許可業者は、市域における当該廃棄物の需要及び既存の許可業者の事業への影響等を勘案し必要と認められる業者数とし、原則、新規の許可は発出しないこととする。

(3)再生利用計画

ア 資源化の方法及び量

①資源物として施設搬入後・処理される量

- i 西部クリーンセンターマテリアルリサイクル推進施設資源化量
令和7年度見込み 資源化量 2,525t/年
- ii 東部クリーンセンター資源化量(紙類・小型家電)
令和7年度見込み 資源化量 210t/年

②他ごみとして施設搬入後・資源物として処理される量

- i 不燃ごみ直接資源化量(スクラップ)
令和7年度見込み 資源化量 137t/年
- ii 不燃ごみ破碎処理後資源化量(鉄くず・アルミくず)
令和7年度見込み 資源化量 860t/年
- iii セメント原料化量(焼却灰)
令和7年度見込み 資源化量 6,018t/年

③資源集団回収で収集される量、及び民間リサイクルされる量

- i 資源集団回収(町内会、子ども会、PTA等)
令和7年度見込み 資源化量 2,951t/年
- ii 事業系資源物回収(市施設に搬入されないもの)
令和7年度見込み 資源化量 15,748t/年

施設に持込され
ない資源物

イ リサイクル率見込み

計算式：
$$\frac{\text{上記①②③資源化総量}}{\text{(施設搬入ごみ総量+施設に持込されない資源化量)}} \\ 28,449\text{t} \div (77,289\text{t} + 2,951\text{t} + 15,748\text{t}) = \underline{29.6\%}$$

ウ 資源化関連施設の概要

施設名	西部クリーンセンターマテリアルリサイクル推進施設 (缶類選別圧縮施設・ペットボトル圧縮梱包施設)		
所在地	下本山町2番地1		
資源化対象物	アルミ缶、スチール缶、ペットボトル、びん類、飲料用紙パック、ダンボール、 新聞・広告紙、雑誌、OA用紙、古布類、廃蛍光管・水銀体温計、廃乾電池、 小型家電10品目		
方式	缶類選別圧縮施設	ペットボトル圧縮梱包施設	ストックヤード
処理能力	スチール缶、アルミ缶 1t/5h	ペットボトル 2t/5h	520m ²

(4) 最終処分計画

ア 最終処分場の概要

施設名	所在地	埋立面積	処理能力(全体容量)
佐世保市一般廃棄物最終処分場	下本山町2番7外	24,000㎡	275,000㎡
宇久一般廃棄物最終処分場	宇久町平5262番地外	2,950㎡	9,000㎡

イ 年間埋立量(令和7年度見込み)

施設名	飛灰	不燃残さ	直接埋立	年間埋立量
佐世保市一般廃棄物最終処分場	2,541t	1,697t	131t	4,369t
宇久一般廃棄物最終処分場	0t	0t	30t	30t

ウ 埋立計画

中間処理した焼却灰は、セメントの原料としてリサイクルするため、民間セメント工場へ処理を委託する。宇久地区は、直接埋立物等を最終処分する。

(5) 実施する施策(施策体系別)

ア 排出抑制の推進

i 分別排出の徹底

- ・町内会等を通じた市民へのごみ収集カレンダー・分別表の配布
- ・町内会等を対象とした分別説明会
- ・資源集団回収制度の周知と利用促進
- ・ごみ減量アドバイザーの派遣
- ・ボトル to ボトルリサイクルに関する事業者との連携
(セブンイレブンによるペットボトル自主回収)

ii 環境教育・普及啓発

- ・クリーン推進委員及び清掃指導員による啓発指導の随時実施
- ・転入者へのごみ収集カレンダー・分別表の配布
- ・市広報紙「広報させぼ」による広報
- ・市ホームページによる広報
- ・町内会等の要請に応じた、不法投棄禁止・資源物分別の看板配布
- ・させぼエコラボによる啓発

イ 家庭系ごみ対策

i 2段階ごみ有料化制度の継続

- ・購入補助券の配付

ii ごみ排出困難者に対する保健福祉部と連携した支援の実施

iii プラスチックリサイクルの早期実施に向けた制度設計及びごみの有料化制度のあり方検討

iv 小型家電10品目の資源物収集継続

- v 食品ロス対策
 - ・食品ロス削減マッチングサービス「サセボタバスケ」の運用
 - ・フードドライブコーナーの設置
 - ・「食品ロス戦隊もったいないインジャー」を使用した普及啓発・広報

ウ 事業系ごみ対策

- i 適正な分別と処理方法の周知
 - ・事業所及び収集運搬許可業者への指導
- ii 展開検査と訪問指導
 - ・展開検査の効果的な実施及び検査結果に対する指導
- iii 多量排出事業者対策
 - ・管理責任者の選任
 - ・ごみ減量に関する計画書及び実績報告書の提出義務付け
 - ・排出状況及び減量努力に関する監視・指導
- iv 食品ロス対策
 - ・フードバンクとの連携による子ども食堂への食品提供等の協力
 - ・3010運動の普及啓発

エ ごみの適正処理

- i 適正排出
 - ・指導員・クリーン推進委員によるごみステーションでの現地指導
 - ・クリーン推進委員の委嘱
 - ・町内会等へのごみステーション整備補助金の交付
 - ・ごみ収集カレンダー・分別表の多言語化
 - ・在宅医療廃棄物の排出先確保を目的とした薬局との連携
 - ・精霊流し行事に伴う精霊船及びこも置き場の設置
 - ・精霊流し中央会場は市が運営
 - ・その他精霊流し会場8地区は設置団体に対し、設営経費の一部を補助（小佐々、鹿町、世知原、吉井、日宇、早岐、相浦、中里皆瀬）
- ii 収集運搬
 - ・業務委託及び一部直営(引き出し地区のみ)によるごみの収集運搬
 - ・粗大ごみの戸別有料回収
- iii 循環利用
 - ・リユースの推進
 - ・市内民間リユースショップとの連携
 - ・リユースのインターネットサイト「おいくら」運用事業者との連携
 - ・家電5品目、自動車、二輪車、パソコン等のリサイクル推進
 - ・クリーンセンターでの熱回収
 - ・民間事業者による焼却灰セメント原料化の継続
 - ・リチウムイオン電池の適正処理の周知
 - ・ボトル to ボトルリサイクルに関する事業者との連携（収集したペットボトルの一部をリサイクル事業者へ売却）

- iv 施設整備と維持管理
 - ・施設整備計画の適切な管理と実施
 - ・施設維持管理における廃棄物処理法等の遵守と適正処理
 - ・施設維持管理に関する情報の公表
 - ・廃止施設跡地の利用検討
 - ・省エネルギーのための環境マネジメントシステムの推進
 - ・次期一般廃棄物最終処分場建設に向けた循環型社会形成推進地域計画策定に着手
- v 緊急時対策
 - ・職員向け災害廃棄物処理マニュアル(令和4年3月策定)の実効性検証
 - ・「大規模災害廃棄物対策九州ブロック協議会」との情報共有
- vi 不法投棄対策
 - ・監視カメラによる監視及び未然防止
 - ・他、警察・海上保安庁、民間企業等との連携実施
- vii 西九州させぼ広域都市圏でのごみの広域処理に関する研究
 - ・圏域でのごみ処理施設集約化
 - ・圏域での災害発生時等におけるごみの処理相互支援体制の構築

II 生活排水処理実施計画

(1)生活排水の処理計画

ア 浄化槽で処理を推進する区域及び人口等

イ 下水道で処理する区域及び人口等

ウ その他

別紙3のとおり。

(2)し尿・浄化槽汚泥の処理計画

ア 収集・運搬計画

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、次のとおりとする。

種類	収集方法
し尿	地区担当許可業者による申込制定期収集
浄化槽汚泥	浄化槽管理者の依頼に基づく許可業者による収集

①し尿・浄化槽汚泥の収集運搬許可業者

種類	業者名	区域名	範囲
し尿	佐世保清掃(株)	中部	市内北部(吉井町、小佐々町、江迎町、鹿町町、世知原町、宇久町除く)
	(株)縣北衛生社	南部	市内南部(吉井町、小佐々町、江迎町、鹿町町、世知原町、宇久町除く)
	(有)新北松衛生社	北部その1	吉井町、小佐々町
		北部その3	江迎町、鹿町町
	(有)吉田環境衛生設備工業	北部その2	世知原町
	(有)宇久清掃	宇久地区	宇久町
	自然環境保全事業協同組合	市内一円	臨時仮設トイレのみ
浄化槽汚泥	(株)エコシス (株)縣北衛生社 自然環境保全事業協同組合 (有)新北松衛生社	市内一円	
	(有)吉田環境衛生設備工業	市内一円(ただし、離島を除く。)	
	(有)宇久清掃	宇久地区	宇久町

し尿の業者ごとの収集区域の詳細は、別紙4のとおり。

②し尿処理施設への搬入

し尿及び浄化槽汚泥を収集した許可業者は、その収集した地区のし尿等処理する施設に搬入するものとする。

宇久地区以外で収集したし尿等 … クリーンピュアとどろきへ搬入

宇久地区で収集したし尿等 … 宇久衛生センターへ搬入

イ 中間処理計画

①処理施設の概要

施設名	所在地	敷地面積	処理能力	処理区域
クリーンピュア とどろき	天神町1641番地11	8,052㎡	260kl /24h	宇久地区を 除く全市域
宇久衛生センター	宇久町大久保923番地	4,637㎡	8kl /24h	宇久地区

ウ 最終処分計画

クリーンピュアとどろきでは、処理水を下水道放流基準値に適した水質にして下水道へ放流し、処理後の汚泥は脱水乾燥後、東部クリーンセンターで焼却する。

宇久衛生センターでは、処理水は海域へ放流し、処理後の汚泥は脱水後、たい肥化して農地へ還元する。

(3)実施する施策

ア 施設整備と維持管理

- ・施設整備計画の適切な管理と実施
 - ・宇久衛生センター屋根等改修工事の実施
 - ・施設維持管理における廃棄物処理法等の遵守と適正処理
- ・省エネルギーのための環境マネジメントシステムの推進

イ 浄化槽の設置促進と補助制度の見直し

- ・下水道整備区域外の転換に対する補助率引き上げの実施
- ・浄化槽更新費用に対する補助制度の検討

ウ し尿の継続的かつ安定的な収集運搬方法の検討

- ・し尿収集運搬許可業者の経営状況分析及び必要な支援の検討・実施

廃棄物の分別方法

	分別の区分		排出方法	
		説明		
資源物	かん類①	商品の容器のうちアルミニウム製又はスチール製の缶であって、飲食品が充てんされていたもの	ごみステーションごとに指定された日の原則朝8時までに排出	水洗いしてから、中身がはっきりと確認できる透明又は半透明の袋で排出 缶詰等のふたを切り離したら、ふたは燃やせないごみとして排出
	びん類②	商品の容器のうち、主としてガラス製のびん、カップ形の構造・形状等を有する容器であって、飲食品が充てんされていたもの（油分を含んだ物は除く）		ふたをはずし（ふたはプラスチック製の物は燃やせるごみとして、金属製の物は燃やせないごみとして排出）、水洗いしてから透明又は半透明の袋で排出
	ペットボトル③	ポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆや食酢などの特定調味料を充てんするためのもの（油分を含んだ物は除く）		ふたとラベルをはずし（ふたとラベルは燃やせるごみとして排出）、水洗いしてから透明又は半透明の袋で排出
	古紙類	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料用紙パック④（内銀張の物を除く） ・ダンボール⑤ ・新聞・広告紙⑥ ・雑誌⑦ ・OA用紙⑧ （においや汚れのついた物、カーボン紙、ノーカーボン紙、感熱紙、複写式伝票、油紙、合成紙、圧着ハガキ、コート紙等加工紙は除く）		飲料用紙パックは水洗いしてから切り開いて、お菓子の箱等は平らにつぶす 飲料用紙パック、ダンボール、新聞・広告紙、雑誌等（雑古紙を含む）、OA用紙（コピー用紙）を品目ごとに束ねて、ひもでしばって排出
	古布類⑨	主として繊維でできている製品のうち、衣類・古布		透明又は半透明の袋で排出（破れて着ることが出来ない物、汚れている物（洗濯していない）、濡れた物、布くずは燃やせるごみとして排出）

	廃蛍光管・水銀体温計⑩ ・丸形・直管（40W長さ120cmまで）・電球形蛍光管 ・水銀体温計（電子体温計を除く）		割れた物は紙に包んで「蛍光管」「体温計」とわかるように書いて排出
	廃乾電池⑪ 使用済みの乾電池・ボタン電池（充電式を除く）		ごみステーションに設置している専用のペール缶に入れる
	小型家電⑫ 小型家電10品目 （カメラ、ビデオカメラ、ビデオ（CD・DVD・ブルーレイ）デッキ、電話（固定電話、携帯電話）、携帯用DVDプレーヤー、携帯用音楽プレーヤー、電卓、ラジオ、ゲーム機（据置型・携帯型）、電子辞書		・透明又は半透明の袋で排出（個人情報とはあらかじめ削除しておく） ・付属品は同時排出可（付属品のみの場合、性質に応じて燃やせるごみ、もしくは燃やせないごみとして排出） ・充電機は取り外しが困難な場合、同時排出可
燃やせるごみ⑬	台所ごみ、プラスチック製品、発砲スチロール、ビニール製品、日曜大工の木材、糸、たわし、毛布、紙ごみ等、その他これらに類するもの（資源物・燃やせないごみ・粗大ごみ・佐世保市が収集しないごみに属するものを除く）	ごみステーションごとに指定された曜日の原則朝8時までに排出	佐世保市の指定のごみ袋で排出 ・台所ごみは、水をよく切り、油類は紙か布にしみこませて、ビニール袋に入れる ・花火は、水を含ませて、使い捨てライター・使い捨てカイロは使い切る ・長い物は、80cm以下に切って排出 家庭の剪定枝は、1本の太さが10cm以下かつ長さ80cm以下に切り、1束の太さが30cm以下になるよう紐で縛り排出 落ち葉・紙おむつ・在宅療法にかかる腹膜透析用透析バッグは品目ごとに透明又は半透明の袋で排出
燃やせないごみ⑭	陶器類、ガラス類、刃物類、金属類、小型家電製品（資源物10品目を除く）、スプレー缶、白熱電球、電子電気機器（家電5品目・パソコン等を除く）、油分を含んだびん・かんその他これらに類するもので焼却しないもの	ごみステーションごとに指定された日の原則朝8時までに排出	佐世保市の指定のごみ袋で排出 （割れた物や刃物類は紙に包んで袋に入れ「キケン」と表示。スプレー缶・カセットボンベは使い切り、穴をあけて排出）
粗大ごみ⑮	佐世保市の指定ごみ袋（大：45リットル）に入らないものかつ60キログラムを超えないもの	収集当日の朝8時30分までに排出	粗大ごみ受付センターへ電話で申し込み後、粗大ごみ処理券取扱店で「粗大ごみ処理券」を購入し、粗大ごみに貼り付けて家の玄関前に排出（屋内収集の場合は、別途手数料が必要）

※事業系ごみ（事業活動に伴うごみ）については、法に従い適正に分別及び処理を行うこと。なお、産業廃棄物及び特別管理一般廃棄物である物は市の処理施設へは搬入できない。

家庭系ごみ収集地区割り表(1)

東部
有福町
浦川内町
上原町
江上町
江永町
大岳台町
沖新町
奥山町
卸本町
勝海町
木原町
口の尾町
黒髪町
桑木場町
心野町
権常寺一丁目
権常寺町
崎岡町
指方町
早苗町
塩浸町
重尾町
下の原町
城間町
白岳町
新替町
新行江町
陣の内町
瀬道町
大塔町
田の浦町
長畑町
中原町
早岐一～三丁目
ハウステンボス町
南風崎町
萩坂町
花高一～四丁目
針尾北町
針尾中町
針尾西町
針尾東町
日字町
ひうみ町
平松町
広田一～四丁目
広田町
三川内新町
三川内町
三川内本町
宮津町
もみじが丘町
大和町
横手町
吉福町
若竹台町

中部
相生町
赤木町
石坂町
泉町
稲荷町
梅田町
上町
烏帽子町
大宮町
折橋町
春日町
勝富町
上京町
祇園町
木風町
京坪町
熊野町
光月町
高天町
小佐世保町
木場田町
栄町
崎辺町
桜木町
塩浜町
潮見町
島瀬町
島地町
清水町
下京町
十郎新町
白木町
白南風町
城山町
新港町
須佐町
須田尾町
園田町
大黒町
高砂町
高梨町
田代町
立神町
谷郷町
俵町
天神一～五丁目
天神町
天満町
常盤町
戸尾町
長尾町
中通町
名切町
西大久保町
八幡町
花園町
浜田町
東大久保町
東浜町
東山町
干尽町
比良町
福石町
福田町
藤原町
保立町
前畑町
松浦町
松川町
松山町
万徳町
三浦町
湊町
峰坂町
宮崎町
宮地町
宮田町
本島町
元町
山県町
山祇町
山手町
横尾町
万津町
若葉町

西部
相浦町
赤崎町
浅子町
愛宕町
庵浦町
今福町
鶺鴒渡越町
大潟町
大野町
小川内町
踊石町
小野町
皆瀬町
鹿子前町
上相浦町
神島町
上本山町
上柚木町
川下町
川谷町
木宮町
潜木町
櫛木町
小島町
小舟町
菰田町
金比良町
里美町
椎木町
下宇戸町
下船越町
下本山町
白仁田町
新田町
星和台町
瀬戸越一～四丁目
瀬戸越町
高花町
岳野町
竹辺町
棚方町
田原町
俵ヶ浦町
知見寺町
筒井町
戸ヶ倉町
十文野町
長坂町
中里町
野崎町
野中町
八の久保町
原分町
光町
日野町
平瀬町
船越町
母ヶ浦町
牧の地町
松瀬町
松原町
御船町
矢岳町
矢峰町
柚木町
柚木元町
吉岡町

黒島・高島

黒島町
高島町

家庭系ごみ収集地区割り表(2)

吉井
吉井町板樋
吉井町乙石尾
吉井町御橋
吉井町風見台
吉井町梶木場
吉井町上直谷
吉井町上橋川内
吉井町上吉田
吉井町上吉元
吉井町下直谷
吉井町下橋川内
吉井町下福井
吉井町草ノ尾
吉井町内裏
吉井町高峰
吉井町立石新町
吉井町田原
吉井町峠
吉井町中立石
吉井町西立石
吉井町東立石
吉井町樋口
吉井町福井
吉井町松原
吉井町山手
吉井町吉元

世知原
世知原町板山
世知原町岩谷口
世知原町上野原
世知原町上野原住宅
世知原町太田
世知原町開作
世知原町かじか
世知原町春日
世知原町木浦原
世知原町北川内
世知原町栗迎1
世知原町栗迎2
世知原町栗迎3
世知原町栗迎4
世知原町栗迎5
世知原町栗迎6
世知原町栗迎7
世知原町城山
世知原町高野
世知原町長田代
世知原町筒瀬
世知原町檜巻1
世知原町檜巻2
世知原町檜巻3

江迎
江迎町赤坂
江迎町猪調
江迎町岩石
江迎町岩下
江迎町梶ノ村
江迎町亀ノ子住宅
江迎町栗越
江迎町小川内
江迎町小川内住宅
江迎町志戸氏
江迎町新中尾
江迎町新丸尾住宅
江迎町末橋
江迎町住吉
江迎町潜竜住宅
江迎町田ノ元
江迎町堤原
江迎町中尾
江迎町長坂
江迎町西岩崎
江迎町西江迎
江迎町根引
江迎町東岩崎
江迎町東江迎
江迎町東ノ木
江迎町東丸尾
江迎町平野
江迎町開田
江迎町深川
江迎町模の木庵
江迎町丸尾
江迎町三浦

小佐々
小佐々町白ノ浦
小佐々町楠泊
小佐々町黒石
小佐々町神崎
小佐々町小坂
小佐々町新田
小佐々町岳ノ木場
小佐々町田原
小佐々町西川内
小佐々町平原
小佐々町港町
小佐々町矢岳
小佐々町横浦

鹿町
鹿町町歌ヶ浦
鹿町町大屋
鹿町町大加勢
鹿町町加勢
鹿町町北鹿町
鹿町町九十九島
鹿町町口ノ里
鹿町町木場
鹿町町褥崎
鹿町町曾辺ヶ崎
鹿町町土肥ノ浦
鹿町町長串
鹿町町平原
鹿町町深江
鹿町町船ノ村
鹿町町御堂
鹿町町南鹿町
鹿町町山手浦

宇久
宇久町飯良
宇久町梅の木
宇久町大久保
宇久町太田江
宇久町小浜
宇久町蒲浦
宇久町川端
宇久町神浦
宇久町神浦郷西
宇久町神浦郷東
宇久町神浦町寿久居
宇久町神浦町東西
宇久町木場
宇久町佐賀里
宇久町下山
宇久町平
宇久町旦の上
宇久町寺島
宇久町十川
宇久町野方
宇久町針木
宇久町船倉
宇久町堀川
宇久町松原
宇久町向江
宇久町山本
宇久町本飯良

生活排水処理実施計画

別紙3

単位未満の端数処理の関係により、計が一致しない場合がある。

1 クリーンピュアとどろき及び宇久衛生センター

年度	計画処理区 域内人口 (A)	水洗化・生活雑排水処理人口(B)							水洗化・生活雑排 水未処理人口 (みなし浄化槽) ②	非水洗化人口			し尿	浄化槽 汚泥	収集量 合計 (KL/年)
		公共下水道	コミュニテ ィ プラント	漁業集落 排水施設	浄化槽	計 ①	処理率 (B/A)	し尿収集		自家処理	計 ③				
実績	平成26	247,797	129,444	0	107	43,037	172,588	69.6%	15,137	60,072	0	60,072	79,691	41,149	120,840
	平成27	256,504	131,929	0	114	46,539	178,582	69.6%	15,648	62,274	0	62,274	84,257	43,689	127,946
	平成28	254,180	132,811	0	112	44,394	177,317	69.8%	14,931	61,932	0	61,932	82,204	45,870	128,074
	平成29	252,463	133,229	0	110	45,193	178,532	70.7%	14,342	59,589	0	59,589	79,434	43,534	122,968
	平成30	249,949	133,786	0	107	45,475	179,368	71.8%	13,397	57,184	0	57,184	77,998	44,234	122,232
	令和元	247,096	134,439	0	103	45,733	180,275	73.0%	11,665	55,156	0	55,156	76,768	42,596	119,364
	令和2	243,997	134,590	0	93	45,747	180,430	73.9%	11,305	52,262	0	52,262	76,569	42,261	118,830
	令和3	240,871	134,339	0	94	46,195	180,628	75.0%	10,874	49,369	0	49,369	74,286	41,807	116,093
	令和4	237,686	133,604	0	88	45,307	178,999	75.3%	10,378	48,309	0	48,309	71,451	42,337	113,788
令和5	234,504	133,017	0	88	45,167	178,272	76.0%	9,883	46,349	0	46,349	70,614	41,759	112,373	
計画	令和6	233,171	133,276	0	84	45,319	178,679	76.6%	9,389	45,103	0	45,103	69,969	41,406	111,375
	令和7	230,672	132,702	0	81	45,098	177,881	77.1%	8,920	43,871	0	43,871	69,299	40,997	110,296
目標	令和16	209,373	138,015	0	55	41,007	179,077	85.5%	5,624	24,672	0	24,672	36,309	36,253	72,562

※平成27年度からは、北松南部浄化センターで処理していた江迎・鹿町地区分を含む。

し尿収集管轄区分

佐世保清掃(株)			
ア	相生町	タ	高花町
	相浦町		岳野町
	赤木町		竹辺町
	赤崎町		田代町
	浅子町		立神町
	愛宕町		棚方町
イ	庵浦町		谷郷町
	石坂町		田原町
	泉町		俵ヶ浦町
	今福町		俵町
ウ	鶴渡越町	チ	知見寺町
	梅田町	ツ	筒井町
	上町	テ	天満町
オ	大瀧町	ト	戸ヶ倉町
	大野町		十文野町
	小川内町	ナ	長尾町
	踊石町		長坂町
	小野町		中里町
	折橋町		中通町
カ	皆瀬町	ニ	西大久保町
	鹿子前町	ノ	野崎町
	春日町		野中町
	上相浦町	ハ	八の久保町
	神島町		八幡町
	上本山町		花園町(名切通りより北)
	上柚木町		浜田町
	川下町		原分町
	川谷町	ヒ	東大久保町
キ	木宮町		光町
ク	潜木町		日野町
	楠木町		平瀬町
	熊野町(名切通りより北)		比良町
	黒島町	フ	福田町
コ	小島町		船越町
	木場田町	ホ	母ヶ浦町
	小舟町		保立町
	菰田町	マ	牧の地町
	金比良町		松浦町(名切通りより北)
サ	桜木町		松瀬町
	里美町		松原町
シ	椎木町		松山町
	清水町		万徳町
	下宇戸町	ミ	御船町
	下船越町		宮地町(名切通りより北)
	下本山町		宮田町
	白仁田町	モ	元町
	城山町	ヤ	矢岳町
	新田町		山手町(名切通りより北)
セ	星和台町		矢峰町
	瀬戸越	ユ	柚木町
	瀬戸越町		柚木元町
ソ	園田町	ヨ	横尾町
タ	高砂町		吉岡町
	高島町		

(株)縣北衛生社			
ア	有福町	タ	大黒町
イ	稲荷町		大塔町
ウ	浦川内町		高梨町
	上原町		田の浦町
エ	江上町	テ	天神
	江永町		天神町
	鳥帽子町	ト	常盤町
オ	大岳台町		戸尾町
	大宮町	ナ	長畑町
	沖新町		中原町
	奥山町		名切町
	卸本町	ハ	早岐
カ	勝海町		ハウステンボス町
	勝富町		南風崎町
	上京町		萩坂町
キ	祇園町		花園町(名切通りより南)
	木風町		花高
	木原町		針尾北町
	京坪町		針尾中町
ク	口の尾町		針尾西町
	熊野町(名切通りより南)		針尾東町
	黒髪町	ヒ	日宇町
	桑木場町		ひうみ町
コ	光月町		東浜町
	高天町		東山町
	心野町		千尽町
	小佐世保町		平松町
	権常寺		広田
	権常寺町		広田町
サ	栄町	フ	福石町
	崎岡町		藤原町
	崎辺町	マ	前畑町
	指方町		松浦町(名切通りより南)
	早苗町		松川町
シ	塩浜町	ミ	三浦町
	塩浸町		三川内新町
	潮見町		三川内町
	重尾町		三川内本町
	島瀬町		湊町
	島地町		峰坂町
	下京町		宮崎町
	下の原町		宮地町(名切通りより南)
	十郎新町		宮津町
	城間町	モ	本島町
	白木町		もみじが丘町
	白岳町	ヤ	山県町
	白南風町		山祇町
	新替町		山手町(名切通りより南)
	新行江町		大和町
	陣の内町	ヨ	横手町
	新港町		吉福町
ス	須佐町		万津町
	須尾町	ワ	若竹台町
セ	瀬道町		若葉町

業者名	町名
(有)新北松衛生社	江迎町
	小佐々町
	鹿町町
	吉井町
(有)吉田環境衛生設備工業	世知原町
(有)宇久清掃	宇久町